

和歌山県工業技術センター
微生物資源分譲の手引き

令和2年8月5日版

微生物の分譲について

和歌山県工業技術センター（以下、センターという。）では、保有する和歌山県オリジナルの微生物を企業の皆様にもご利用いただくため、ご依頼に基づき分譲を行います。本手引きに従い、所定の手続にてご依頼ください。

微生物分譲の手順

- 1 分譲を依頼する微生物等についてご検討ください。
3～4ページを参照し、分譲を依頼する微生物の種類、支払の方法、微生物受取の方法等についてご検討ください。また、分譲に当たっては、5ページの「センター保有微生物の利用について」に記載する全ての事項を遵守していただく必要がありますので、必ずお読みください。
- 2 センターにご連絡ください。
分譲を希望する日の2週間前まで（振込みによる支払いの場合は、3週間前まで）に、センター（食品開発部）にご連絡ください。下記事項について、打合せを行います。
 - ・分譲する微生物の種類、分譲の形態
 - ・分譲の予定日
 - ・支払方法
 - ・微生物受渡しの方法 など

{	連絡先 電話（073）477-1271 FAX（073）477-2880 （微生物分譲についての相談である旨、お伝えください。）	}
---	---	---
- 3 申込書にて分譲を依頼後、代金をお支払いください。
 - (1) 打合せの内容を基に「微生物資源分譲申込書（別記第1号様式(第3条関係)）」を作成し、センターに提出してください。
 - (2) センターが交付する「微生物資源分譲承諾書」をお受け取り後、代金をお支払いください。
- 4 微生物をお渡しします。
センターにお越しいただく場合は、事前に担当研究員と日時を調整してください。
- 5 微生物利用後のお願い
 - (1) 拡大培養物の分譲容器は、使用后、洗浄して返却してください。
 - (2) 微生物を利用した商品の販売、研究成果の発表、特許出願の検討等、5ページに記載する4～6に該当する事柄が生じた場合には、速やかに、センター（食品開発部）までご連絡ください。

分譲する微生物の種類と価格

品名 微生物の種類	分譲形態	分譲価格	参考情報
和歌山酵母 <i>Saccharomyces cerevisiae</i>	拡大培養物	3,740 円	・カブロン酸エチル高生産型 ・分譲を受けた日から1週間以内の使用を推奨する。
	スラント	7,990 円	・カブロン酸エチル高生産型 ・分譲を受けた日から1か月以内の使用を推奨する。
古道酵母 <i>Saccharomyces cerevisiae</i>	拡大培養物	3,740 円	・熊野古道から単離 ・分譲を受けた日から1週間以内の使用を推奨する。
	スラント	7,990 円	・熊野古道から単離 ・分譲を受けた日から1か月以内の使用を推奨する。
ウメ酵母 <i>Saccharomyces cerevisiae</i>	拡大培養物	3,740 円	・ウメ加工品から単離 ・分譲を受けた日から1週間以内の使用を推奨する。
	スラント	7,990 円	・ウメ加工品から単離 ・分譲を受けた日から1か月以内の使用を推奨する。
KODO.ec159 <i>Saccharomyces cerevisiae</i>	拡大培養物	4,100 円	・カブロン酸エチル高生産型 ・熊野古道の変異株 ・分譲を受けた日から1週間以内の使用を推奨する。
	スラント	8,700 円	・カブロン酸エチル高生産型 ・熊野古道の変異株 ・分譲を受けた日から1か月以内の使用を推奨する。
KODO.ec162 <i>Saccharomyces cerevisiae</i>	拡大培養物	4,100 円	・カブロン酸エチル高生産型 ・熊野古道の変異株 ・分譲を受けた日から1週間以内の使用を推奨する。
	スラント	8,700 円	・カブロン酸エチル高生産型 ・熊野古道の変異株 ・分譲を受けた日から1か月以内の使用を推奨する。

- ・和歌山県外の方（和歌山県内に住所又は事務所のある方以外）につきましては、上記の分譲価格に100分の120を乗じた額（10円未満切り捨て）をお支払いいただきます。

支払方法

下記①又は②から選択してください。

①センター窓口での現金払い

②金融機関からの振込み

センターから送付する納入通知書により、指定金融機関等の窓口にてお支払いください。
利用する金融機関により、入金の確認には最大 10 日程度要することがあります。

(金融機関の例)

- ・紀陽銀行 ・和歌山県信用農業協同組合連合会 ・三菱 UFJ 銀行 ・三井住友銀行 ・みずほ銀行
- ・りそな銀行 ・南都銀行 ・池田泉州銀行ほか (詳しくは、納入通知書の記載をご確認ください。)

※ゆうちょ銀行ではお支払いできませんので、ご注意ください。

微生物受渡しの方法

拡大培養物とスラントで異なります。スラントは、下記①又は②から選択してください。

拡大培養物 … センターでのお渡しのみ

スラント … ①センターでのお渡し 又は ②郵送 (送料は依頼者のご負担となります。)

なお、郵送の場合、微生物資源分譲申込書に記入いただく分譲希望日は、微生物のセンター発送予定日となります。

センター保有微生物の利用について

センター保有微生物の利用に当たり、和歌山県工業技術センター微生物資源分譲要綱第6条及び第7条に規定する下記全ての事項について、遵守してください。

- 1 譲受人は、センター保有微生物資源の性質が、変異等により変化する可能性があること及び生物、環境等に危害を及ぼす可能性があることを認識し、微生物の取扱いに熟知した者がセンター保有微生物資源を適切に取り扱うための設備、安全管理体制の構築等必要な措置を講じなければならない。
- 2 譲受人は、センター保有微生物資源の利用に関する一切の行為をするに当たり、法令上行政機関の許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等をいう。以下同じ。）を必要とする場合又は法令上行政機関に届出（行政手続法第2条第7号に規定する届出をいう。以下同じ。）をする必要がある場合においては、当該許認可等を受け、又は当該届出をしなければならない。
- 3 譲受人は、センター保有微生物資源の利用に関する一切の行為が第三者の知的財産権等を侵害するおそれのあることを認識し、自らの費用と責任において必要な一切の措置を講じなければならない。
- 4 譲受人は、センター保有微生物資源の利用により得られた成果を公表する場合は、事前にセンターにその旨を通知しなければならない。
- 5 譲受人は、センター保有微生物資源を利用して商業的利用を実施する場合は、センターにその旨を通知しなければならない。この場合において、センター保有微生物資源を利用したことを商品又は広告に表示するときは、事前にセンターにその内容を通知しなければならない。
- 6 譲受人は、センター保有微生物資源の利用による特許等を取得しようとする場合は、事前にセンターと協議しなければならない。
- 7 次の(1)～(6)の行為を行わないこと。
 - (1) センター保有微生物資源を承諾された目的以外に利用すること。
 - (2) センター保有微生物資源を譲受人以外の者に分譲すること。
 - (3) センター保有微生物資源を分譲することを目的として培養すること。
 - (4) センター保有微生物資源を親株として、変異体、融合体等を作製すること。
 - (5) センター保有微生物資源を含む原料、製品等から微生物を分離することなどにより、新たに微生物株を取得すること。
 - (6) 上記1～6の規定に従わないでセンター保有微生物資源の利用をすること。

微生物資源分譲申込書

和歌山県工業技術センター所長 様

年 月 日

申込者 住所
団体名又は個人名
譲受人氏名
電話番号

和歌山県工業技術センター微生物資源分譲要綱の規定を了解し、下記のとおりセンター保有微生物資源の分譲を受けたいので申し込みます。

記

利用目的					
分譲希望日 年 月 日					
	品名	分譲形態	単位 (本)	単価 (円)	金額 (円)
1					
2					
3					
合計					円

注意事項等

- 和歌山県工業技術センター微生物資源分譲要綱の規定を遵守いただけない場合及び災害その他やむを得ない事情が生じた場合は、分譲の取消し又は延期を行うことがあります。
- 分譲日は、御希望のとおりとならない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。